

# 特別な設備を有する船舶に対する Notation に関する事項

## 改正要領

登録規則細則

## 改正事項

特別な設備を有する船舶に対する Notation に関する事項

## 改正理由

近年、環境対策が進む中、港湾での大気汚染対策の一環として、接岸中に船内発電機の代わりに、高圧陸電の給電設備の使用を要求する港湾が増加してきている。このため、本会においては、関連規格である IEC/ISO/IEEE 80005-1（案）を参考に、高圧陸電の受電設備を有する船舶に対する安全要件を検討し、この程、「高圧陸電設備ガイドライン」を作成した。

併せて、同安全要件を満足する船舶においては、船級符号への付記（Notation）による識別化の要望があることから、今般、船級符号にてその適合を付記することができるよう関連規定を改めた。

## 改正内容

「高圧陸電設備ガイドライン」に従って、高圧陸電の受電設備を備える船舶に対して、船級符号に「High Voltage Shore supply System」（略号 HVSS）を付記する旨を規定した。